

競技会審査委員会報告書

一般社団法人 日本自動車連盟 御中

年 月 日

公認競技会に関し、下記のとおり報告いたします。

競技会名

公認番号

審査委員長署名

審査委員署名

審査委員署名

競技種目 其他 () 格式 ()

開催場所

開催日程 年 月 日より 月 日まで 日間

添付書類

1. 成績表一式
2. 公式通知
3. 公式プログラム
4. 競技役員名簿
5. 抗議書
6. 診断書コピー
7. 事故報告書
8. その他

オーガナイザー(1)

オーガナイザー(2)

オーガナイザー(3)

組織委員長名

組織委員名

組織委員名

競技長名

許可証番号
(ライセンスNo.)

副競技長名

許可証番号
(ライセンスNo.)

コース委員長名

許可証番号
(ライセンスNo.)

計時委員長名

許可証番号
(ライセンスNo.)

技術委員長名

許可証番号
(ライセンスNo.)

事務局長名

許可証番号
(ライセンスNo.)

※この審査委員会報告書は、審査委員長が直接JAFへ提出して下さい。

※競技会終了後、14日以内に提出して下さい。

国内競技規則（抜粋）

競技会審査委員会の責任（10-9条）

競技会審査委員会は、本連盟に対して責任を負うものであり、競技会の組織または競技執行に対してなんらの責任をもたない。

本連盟が直接に主催する競技会の場合は、競技会審査委員がオーガナイザーの役務を兼任してもよいが、組織委員会の委員であってはならない。競技会で2つ以上の競技が行われる場合には、競技ごとに別の競技会審査委員会を置くことができる。競技会審査委員会の委員長および委員は、必要に応じ本連盟が任命できる。

競技会審査委員会の権限（10-10条）

競技会審査委員会は、FIA国際競技規則、本規則、特別規則ならびに公式プログラムの施行について最高権能を有する。競技会審査委員会は、本規則に定めた控訴権の留保（13参照）に基づき、競技会の際、生ずるすべての抗議を裁定するものとする。

競技会審査委員会は、特に次のことを決定することができる。

- 1) 規則に違反の場合適用する罰則を決定すること。（4-3、11-1、11-3、12-10参照）
- 2) 例外的措置として特別規則に変更を加えること。（4-9参照）
- 3) ヒート制分割競技の場合、その構成もしくは競技回数を変更すること。（6-9参照）
- 4) 同着の場合の再スタートを許可すること。（6-10参照）
- 5) 競技車両および競技運転者の変更を許可すること。（4-25、8-12参照）
- 6) 審判員より提出された判定の訂正を許可もしくは拒否すること。（10-20-6参照）
- 7) 罰則または罰金を課すること。（11-5参照）
- 8) 出場停止(失格)処分を宣告すること。（11-10参照）
- 9) 必要な場合、順位に対し修正を加えること。（11-19参照）
- 10) 危険を生ずる可能性があると考え、あるい

は、その事実が競技長から報告された場合、競技運転者または自動車の出場禁止をすること。（9-3参照）

- 11) 競技参加者または競技運転者が競技参加の資格がないものと認め、あるいは、そのことが競技長もしくは組織委員会から報告され、あるいは、不正行為ありと判断する場合、特定の競技への参加または競技会の期間中の参加を禁止すること、ならびに、責任ある競技役員に命令に従わない競技参加者または競技運転者をコース場もしくはその付属施設から排除すること。
- 12) 不可抗力の場合、あるいは、保安上緊急の事情ある場合、競技を延期すること、またはコースの一部を変更あるいは取り消すこと。
- 13) 競技運転者および公衆の最大の安全を確保するため、競技長またはオーガナイザーより要求があった場合、スタートラインまたはフィニッシュラインの位置につき、またはその他の一切の問題につき、公式プログラムに変更を加えること。
- 14) 競技中止の決定をすること。
- 15) 競技会審査委員会は、特に必要ならば代理の審査委員を指名することができる。
- 16) レースディレクターが職務を遂行する競技においては、上述の罰則を課すにあたり、レースディレクターからの状況報告を受けることができる。

競技会審査委員会の報告義務（10-11条）

競技会審査委員会は、競技会の終了後早急に、競技長による報告を含めて（10-13-11参照）提出された抗議とその処置、勧告文を含むすべての処罰の詳細などとともに、各競技の成績報告書を作成し、署名の上、本連盟に提出する。また、この報告書には、競技会の組織、審査委員会としての権限の行使、および競技会を許可した本連盟がとるべきであったと考えられる運営上の問題点などについて、審査委員会としての見解をも述べるものとする。なお同時に本規則に基づく控訴上申および受け取った控訴料も報告しなければならない。

JAFのモータースポーツに関する個人情報の取扱いについて ※本内容を確認し同意のうえ申請書を提出してください。

個人情報保護管理者：本部総務部長

【利用目的】 ・モータースポーツ機関誌の発送 ・モータースポーツにかかる諸手続きに関する業務 ・競技結果成績のデータベース構築及びその公表 ・登録クラブ・団体名簿への掲載（代表者名、連絡担当者名及び連絡先） ・ライセンス講習会に関するお知らせ（講師名） ・モータースポーツにかかるアンケート調査に関すること ・モータースポーツ統計の作成

【委託について】 取り扱いの全部または、一部を委託する場合があります。

【開示について】 下記に記載の最寄の電話番号にお問い合わせください。

【注意事項】 必須項目にご記載いただけない場合は、利用目的に記載した内容が行えない場合があります。

【各地方本部連絡先】 北海道：011-857-7155 東北：022-783-2826 関東：03-6833-9140 中部：052-872-3685 関西：072-645-1300 中国：082-272-9967

四国：087-867-8411 九州：092-841-7731

〔1〕 国内競技規則第4－9条（国際競技の場合：国際モータースポーツ競技規則第3条6項）により特別規則（公式通知）の変更を下記の通り承認した。
（※日時を明記して下さい。）

〔2〕 国内競技規則第8－12条（国際競技の場合：国際モータースポーツ競技規則第9条13項）
及び特別規則第 条により運転者の変更（または国内競技規則4－25、特別規則第 条
による参加車両の交換）を下記の通り承認した。 （※日時を明記して下さい。）

〔3〕 国内競技規則第10―10条（国際競技の場合：国際モータースポーツ競技規則第11条9項）により組織者（または参加者）に対して下記の通り指示を行った。（※日時を明記して下さい。）

〔4〕 国内競技規則第11－3条（国際競技の場合：国際モータースポーツ競技規則
第12条2項）及び特別規則第 条により下記の通り罰則を課した。
（※日時を明記して下さい。）

〔5〕 提出された抗議に対して下記の通り裁定した。（※日時を明記して下さい。）

審査委員長の講評、その他の意見